

令和7年度
大阪府塗料製造業最低賃金専門部会
第3回 会議次第

令和7年10月3日（金）午後5時
（大阪合同庁舎第2号館9階 共用B会議室）

1 開 会

2 議 事

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について

3 閉 会



令和7年10月3日

大阪労働局長
高橋 秀誠 殿

大阪地方最低賃金審議会
会 長 衣笠 葉子

大阪府塗料製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和7年7月14日付け大労発基 0714 第2号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので答申する。

なお、本答申は、最低賃金審議会令第6条第5項の規定に基づく専門部会の決議によるものであることを申し添える。

大阪府塗料製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域
大阪府の区域
- 2 適用する使用者
前号の地域内で塗料製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が塗料製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者
- 3 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (1) 18 歳未満又は 65 歳以上の者
 - (2) 雇入れ後 3 月未満の者であって、技能習得中のもの
 - (3) 次に掲げる業務に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務
 - ロ ラベルはりの業務
 - ハ 手作業による空き缶及びふたの取りそろえ並びに充てんラインへの送給、包装、箱詰め、袋詰め、こん包又は 18 リットル缶未満の充てん製品運搬の業務
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1 時間 1,191 円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおり
(令和 7 年 12 月 4 日)